～　介護の職場に再就職する方を応援します　～

令和２年度　介護福祉士等修学資金貸付事業

離職介護人材再就職準備金　貸付のご案内

令和２年７月 22 日改訂

✤　制度改正による事業拡充のため、再度ご案内します　✤

主な改正点　○　貸付上限額が、２０万円から４０万円に引き上げられました。

●　離職介護人材再就職準備金　の概要

介護職として一定の知識と経験を有する離職中の方に対し、新潟県内で介護職員等として再就職する際に必要な費用を貸付け、再就職を支援します。

●　貸付対象者　次の①～⑤までの要件を全て満たす方を対象とします（申請には連帯保証人が必要）

① 原則として新潟県に住民登録をしている方

② 居宅サービス等を提供する事業所・施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等としての実務経験を１年以上有する方

③ 次のいずれかに該当する方

- 介護福祉士有資格者
- 介護福祉士実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修修了者(介護職員基礎研修、訪問介護員１級課程及び２級課程修了者を含む。)

④ 新潟県内の居宅サービス等を提供する事業所・施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として再就職が決定（内定）した方

⑤ 直近の介護職員等としての離職日から６ヶ月以上経過しており、介護職員等として再就職が決定（内定）するまでの間に、予め、新潟県福祉人材センターに求職の登録又は届出をした方

●　貸付額及び対象経費等

▸ **貸 付 額**　**４００，０００円 以内**（一括交付）　※一人当たり一回限り

▸ **対象経費**
- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る情報収集や講習会参加費、国家試験受験手数料、参考図書の購入費
- 介護職員等として働く際に必要な靴や鞄等の被服費
- 転居を伴う場合に必要な敷金、礼金又は転居費
- 通勤用の自転車又はバイクの購入費　　等

▸ **利　　子**　無利子

●　返還の免除

▸ 新潟県内で介護職員等の業務に再就職した日から継続して２年間従事した場合、貸付額が全額返還免除になります

● 申請方法

申請者は、次の申請書類を新潟県社会福祉協議会に提出してください。

※ 既に就労された方は、就労開始から３カ月以内に申請してください。

申請書類	摘 要
離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書（第 1-①号様式）	申請者、連帯保証人それぞれが自署・押印
実務経験証明書（第 1-②号様式）	離職先からの証明
雇用（内定）に関する証明書（第 1-③号様式）	再就職先からの証明
資格証明書の写し又は修了証の写し	保有資格の証明書等の写し
申請者の住民票	申請日より３カ月以内でマイナンバー記載なしのもの
連帯保証人の収入を証明する書類	前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市長村の所得証明書等
新潟県福祉人材センター発行の求職登録カード又は求職届出カードの写し	貸付申請時には、予め新潟県福祉人材センターに求職の登録又は届出が必要

● 申請受付期限

令和３年2月26日（金）必着（随時申請可）

令和 3 年 2 月 27 日以降の申請については令和 3 年 4 月 1 日以降に貸付可否を決定し申請者に通知します。

● 審査・決定

提出された申請書類を審査し貸付けの可否を決定後、申請者に通知します。

● 貸付金の返還

介護職員等として就職しなかった場合や、所定の期間前に離職した場合等については、貸付金を返還していただくことになります。

● 申請から貸付金交付までの主な流れ

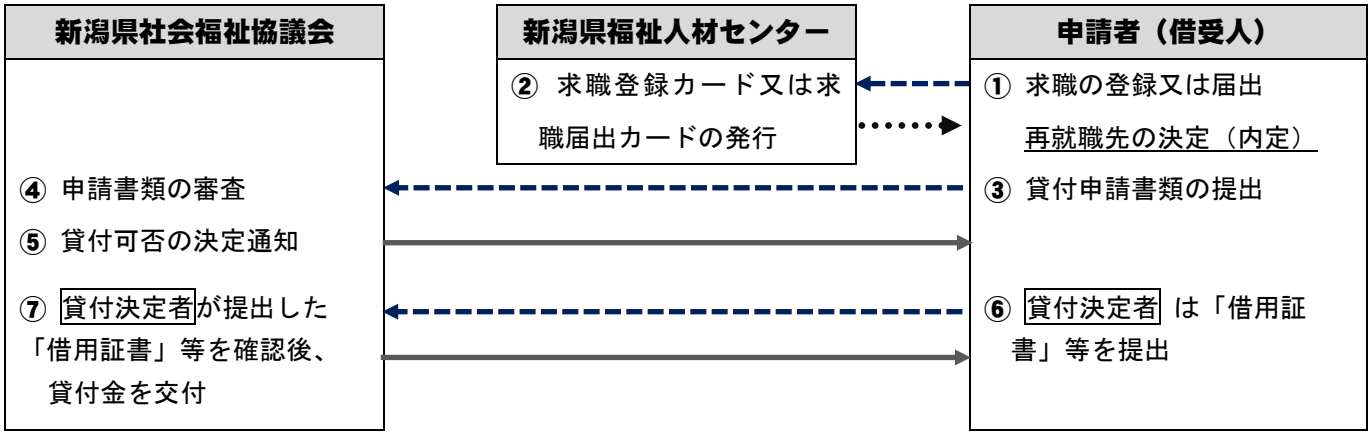

■ **詳しくは、新潟県社会福祉協議会のホームページをご確認ください**

※ 申請書様式は、新潟県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

http://www.fukushiniigata.or.jp/

■ **貸付申請・問い合わせ先**

新潟県社会福祉協議会　生活支援課　介護福祉士等修学資金担当

〒950-8575　新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ３階